

第4号様式(第7条関係)

有料老人ホーム 兼 特定施設入居者生活介護 兼 介護予防特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

作成日 平成29年 1月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社ソノラス
代表者名	代表取締役 伊東 鐘賛
所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂一丁目7番1号 赤坂榎坂ビル6階
電話番号	TEL 03-5549-2600
ホームページアドレス	http://www.sonorous.co.jp
資本金(基本財産)	資本金 : 1億円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率 ※1	株式会社創生事業団(100%) 1億円
設立年月日	昭和60年12月18日
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)1,202.4百万円 (費用)1,853.6百万円 (損益)△651.1百万円
主要取引金融機関	みずほ銀行
会計監査人との契約	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( )
他の主な事業	介護付有料老人ホームの経営

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	ソノラス・コート油壺	
施設の 類型及 び表示 事項	類型	① 介護付 <input checked="" type="checkbox"/> 一般型 ・ 外部サービス利用型 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 神奈川県指定介護保険特定施設 (介護保険事業所番号 第1472700465、指定年月日 平成17年3月1日) 神奈川県指定介護保険介護予防特定施設 (介護保険事業所番号 第1472700465、指定年月日 平成18年4月1日) 介護専用型 <input checked="" type="checkbox"/> 混合型 ・ 混合型(外部サービス利用型) ・ 地域密着型 <input checked="" type="checkbox"/> 介護予防・ 介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1 全室個室(夫婦等居室含む) ② 相部屋あり(個室~2人部屋)
	介護に関わる職員体制	2:1 以上 要介護認定(要支援・要介護)を受けている方に対して、現在及び将来にわたって、要介護認定(要支援・要介護)を受けた入居者(以下「要介護者等」といいます。)2人に対して職員1人以上の割合(年度ごとの平均値)で介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護サービスの職員配置基準(3:1以上)を上回る手厚い体制であり、保険外に別途費用を受領できるとされています。なお、職員配置基準は、非常勤職員を常勤職員に換算する方式で行います。また、常時要介護者等2人に職員1人がお世話するものではありません。
	提携ホームの利用等	1 提携ホーム利用可( - ) 2 提携ホーム移行型( - )
開設年月日	平成17年3月1日	
施設の管理者氏名	森 新太郎	
所在地	〒238-0292 神奈川県三浦市尾上町18番	
電話番号	TEL 046-883-3800	

交通の便 ※3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京浜急行三崎口駅より京浜急行バス三崎港行15分 (5km)、天神町下車徒歩13分 (1km)</li> <li>・タクシー利用の場合は、三崎口駅から約15分</li> </ul>																																				
ホームページアドレス	<a href="http://www.sonorous.co.jp/aburatubo/">http://www.sonorous.co.jp/aburatubo/</a>																																				
敷地概要 ※4	権利形態 <b>所有</b> ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 11,253.9㎡																																				
建物概要	権利形態 <b>所有</b> ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有  建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上5階建(一部4階建) <b>耐火</b> ・準耐火・その他 延床面積 19,919.5㎡ (うち有料老人ホーム 19,381.29㎡) (クリニック油壺375.65㎡、テナント分162.56㎡) 建築年月日 平成2年10月31日建築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム <b>その他(共同住宅)</b>																																				
居室、一時介護室の概要	居室総数 226室 定員 246人(一時介護室を除く) (内訳)																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>リタイアメントリビング</th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般居室</td> <td>個室</td> <td>106室</td> <td>44.29㎡～79.8㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>106室</td> <td>44.29㎡～79.8㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>2室</td> <td>15.6㎡～26.8㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>1室</td> <td>26.2㎡</td> </tr> <tr> <td>4人部屋(相部屋)</td> <td>1室</td> <td>38.3㎡</td> </tr> <tr> <td>5人部屋(相部屋)</td> <td>2室</td> <td>36.7㎡～38.8㎡</td> </tr> <tr> <td>ヘルスケアセンター A棟、C棟、D棟</td> <td>居室定員</td> <td>室数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護居室</td> <td>個室</td> <td>120室</td> <td>13.39㎡～35.60㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>5室</td> <td>30.10㎡～35.60㎡</td> </tr> </tbody> </table>	リタイアメントリビング	居室定員	室数	面積	一般居室	個室	106室	44.29㎡～79.8㎡	うち2人定員	106室	44.29㎡～79.8㎡	一時介護室	個室	2室	15.6㎡～26.8㎡	2人部屋(相部屋)	1室	26.2㎡	4人部屋(相部屋)	1室	38.3㎡	5人部屋(相部屋)	2室	36.7㎡～38.8㎡	ヘルスケアセンター A棟、C棟、D棟	居室定員	室数	面積	介護居室	個室	120室	13.39㎡～35.60㎡	うち2人定員	5室	30.10㎡～35.60㎡	
リタイアメントリビング	居室定員	室数	面積																																		
一般居室	個室	106室	44.29㎡～79.8㎡																																		
	うち2人定員	106室	44.29㎡～79.8㎡																																		
一時介護室	個室	2室	15.6㎡～26.8㎡																																		
	2人部屋(相部屋)	1室	26.2㎡																																		
	4人部屋(相部屋)	1室	38.3㎡																																		
	5人部屋(相部屋)	2室	36.7㎡～38.8㎡																																		
ヘルスケアセンター A棟、C棟、D棟	居室定員	室数	面積																																		
介護居室	個室	120室	13.39㎡～35.60㎡																																		
	うち2人定員	5室	30.10㎡～35.60㎡																																		
共用施設・設備の概要(設置箇所、面積、設備の整備状況等)	共同生活室(エントグアの場合)	設置階	— (— ㎡)																																		
	食堂	設置階	リタイアメント・リビング(自立型・以下「R/L」) C棟1階にダイニング・ルーム(210.0㎡) 同階にファミリーダイニング(40.0㎡) D棟2階にダイニングルーム D棟3階にダイニングルーム D棟4階にダイニングルーム A棟1階にダイニングルーム(76㎡)																																		
	浴室(一般浴槽)	設置階	R/L 各居室 D棟地階に一般浴室(57.1㎡)																																		
	浴室(特別浴槽)	設置階	A棟1階に介助浴室(64.6㎡) D棟地階に特殊浴室(36.0㎡) D棟地階に介助浴室(84.0㎡) D棟地階に介助浴室(60㎡) D棟3階にシャワー浴室(16.616㎡)																																		
	便所	設置箇所	R/L各居室、地階・1～5階に共用 HCC各居室、地階・1～4階に共用																																		
	洗面設備	設置箇所	R/L各居室、地階・1・2階に共用 HCC各居室、地階・1・2・3・4階に共用																																		
	医務室(健康管理室)	設置階	D棟2階 (51.23㎡)																																		
	談話室	設置階	—階 (— ㎡)																																		
	応接室/面談室	設置階	応接室 C棟1階(20.00㎡) 相談室 D棟2階(16.4㎡)																																		
	事務室	設置階	C棟1階、D棟3階																																		
	宿直室	設置階	A棟1階、C棟1階、D棟2階・3階																																		

洗濯室	設置階	C棟地下1階 (計30.0 m <sup>2</sup> )
汚物処理室	設置階	A棟1～5階、B棟2～5階 C棟地階、2～4階、D棟2～4階
看護・介護職員室	設置階	A棟1階、D棟2階、3階
機能訓練室	設置階	R/L C棟地階のフィットネスルーム及びウォーターエクササイズルーム(プール)と共用(171.1m <sup>2</sup> ) H C C D棟地階の多目的ホールを利用(23.8m <sup>2</sup> )
	他の共用施設との兼用	無 <input checked="" type="checkbox"/> 有
健康・生きがい施設	設置階	マリンヘルス B棟1階(129.7m <sup>2</sup> )、多目的ホール C棟2階(136.1m <sup>2</sup> )、和室 C棟2階(26.3m <sup>2</sup> )、アトリエ C棟2階(50.0m <sup>2</sup> )、図書室 C棟2階(33.8m <sup>2</sup> )、プレイルーム C棟1階(180.0m <sup>2</sup> )、テレビラウンジ(喫茶コーナー) C棟1階(4.1m <sup>2</sup> )、フィットネスルーム C棟地階(74.6m <sup>2</sup> )、ウォーターエクササイズルーム(プール)、C棟地階(241.7m <sup>2</sup> )、デイルーム D棟2～4階(455.5m <sup>2</sup> )
外来者宿泊室	設置階	B棟3階(54.77 m <sup>2</sup> )、C棟3階(16.0 m <sup>2</sup> )、4階(16.0 m <sup>2</sup> )
エレベーター ※5		6基(うちストレッチャー搬入可 5基)
スプリンクラー	設置箇所	全館(各居室・設備・廊下・共用施設等)
居室のある区域の廊下幅		両手すり設置後の有効幅員 (1.4m～2.32m)
緊急通報装置等緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所	<一般居室> 入居者が居室内で携行するペンダントコール、ドレッシングルーム(洗面所)等に備付けの緊急用押ボタン及び赤外線利用の生活リズムセンサー、居室に備付けのインターホン及び内線電話等を設置。 安否確認の方法・頻度等 要介護者等には状態や必要性に応じて適時(居室訪問等による)安否確認。 <ヘルスケアセンター> ナースコール設置。 安否確認の方法・頻度等 身体の状態に応じて1日数回居室の見回りをします。
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要 ※6		クリニック油壺(個人医院。内科) D棟1階(375.65m <sup>2</sup> ) 油壺歯科診療所(個人医院。歯科) A棟1階(64.38m <sup>2</sup> )
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容		なし

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のもとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

### 3 利用料 ※7

#### (1) 利用料の支払い方式

支払い方式	前払金方式	月払い方式	<input checked="" type="checkbox"/> 選択方式
-------	-------	-------	--

#### (2) 前払金方式

##### 一般居室

費用の支払方法※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>前払金は入居時一括払い</li> <li>入居契約申込時に100,000円 銀行口座振込み</li> <li>残金は入居日前日までに、銀行口座振込みによる一括払い</li> </ul> 月払いの利用料は、毎日の請求による月払い ①翌月分を当月27日 自立時：基本サービス費・自立支援費 要介護認定(要支援・要介護)後：基本サービス費・介護費用 ②前月分を当月27日：食費・光熱用水費等 上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落としとします。
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( 円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金除く)	① 法第29条第6項に規定される前払い金 2 上記以外の前払金

<p>想定居住期間又は償却期間</p>	<p>1. 65～69歳：15.0年（180ヶ月） 2. 70～74歳：12.5年（150ヶ月）  3. 75～79歳：10.0年（120ヶ月） 4. 80歳：8.5年（102ヶ月）  5. 81歳：8.0年（96ヶ月） 6. 82歳：7.5年（90ヶ月）  7. 83歳：7.0年（84ヶ月） 8. 84歳：6.5年（78ヶ月）  9. 85歳：6.0年（72ヶ月） 10. 86歳：5.5年（66ヶ月）  11. 87歳以上：5.0年（60ヶ月）</p>
<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>65歳～69歳の入居 48,000,000円～96,000,000円  70歳～満74の入居 40,000,000円～80,000,000円  75歳～79歳の入居 32,000,000円～64,000,000円  80歳の入居 27,200,000円～54,400,000円  81歳の入居 25,600,000円～51,200,000円  82歳の入居 24,000,000円～48,000,000円  83歳の入居 22,400,000円～44,800,000円  84歳の入居 20,800,000円～41,600,000円  85歳の入居 19,200,000円～38,400,000円  86歳の入居 17,600,000円～35,200,000円  87歳以上の入居 16,000,000円～32,000,000円  単年利用契約の入居（注1・2） 3,200,000円～6,400,000円  二人入居プラン（注3） 1,512,000円×各年齢の償却年数  （注1）単年利用契約は更新可能。  （注2）長期利用へ移行する場合は、単年利用契約時の年齢の前払金プランから単年利用時の前払金を差引く。  （注3）配偶者及び親族（3親等以内の血族）に限る。年齢が低い方を第1入居者とし、第2入居者は共用部家賃のみ徴収する。  〔内訳〕※前払金は全額非課税対象です。消費税はかかりません。</p>
<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>1. 居室家賃  ※居室タイプ、入居年齢により65歳～69歳、70歳～74歳、75歳～79歳、80歳、81歳、82歳、83歳、84歳、85歳、86歳、87歳以上、単年利用プランの12プランにより異なる。  施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等  2. 共用部家賃  ※全プラン共通  1,512,000円/年の想定居住期間分となる。  共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。  3. 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えた家賃  ※15の居室タイプにより異なる  居室家賃に占める割合  A5タイプ 12.60% A6タイプ 12.89% B1タイプ 12.66%  B2タイプ 12.88% B3タイプ 12.66% B4タイプ 12.07%  C1タイプ 12.88% C2タイプ 13.06% C3タイプ 11.78%  C4タイプ 12.66% D1タイプ 12.90% D2タイプ 11.85%  D3タイプ 12.14% E1タイプ 12.80% E2タイプ 13.68%  前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び平成24年3月16日付事務連絡「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」で示された算式に基づき算定しています。</p>
<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>契約終了時の返還金について  ・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、入居日から3月経過後は返還されません。  ・入居者が居室の改装又は設備を付加した場合は原状回復のための実費を差し引くことがあります。  ・2人入居の場合は先に退去された方を第2入居者として返還金を算定します。  &lt;算定方式&gt; 返還金＝（前払金－非返還対象分）÷償却期間の日数  ×契約終了日から償却期間満了日までの日数</p>

	<p>※契約終了日の翌日から90日以内に返還します。</p> <p>短期解約(入居後3ヶ月以内)の返還金について</p> <p>・入居契約第44条の場合は、入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として、契約書表題部(6)記載の利用料を事業者に支払うことで契約を終了できます。事業者は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居者に対して無利息で返還します。</p> <p>・入居者の死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。</p> <p>※利用料は前払金のうち非返還対象部分を除いた額を、1ヶ月を30日として償却月数で割り返した額の入居日から契約終了日までの日数を乗じた額となります。</p> <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <p>・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用</p> <p>・電気、給湯、水道、電話代 : 利用実費</p> <p>・食費 : 利用喫食数に応じた費用</p> <p>・原状回復費 : 実費</p> <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90日以内に返還します。</p> <p>期間: 3ヶ月 起算日: 入居日の翌日</p>	
解約時の返還金(算定方法等)		
返還の対象とならない額の有無	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/>有 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用。</p> <p>※ただし、短期解約に該当する場合は返還</p>	
初期償却の開始日	入居契約表題部に記載する入居日の翌日	
介護費用の前払金	なし	
月額利用料	<p>180,594円(税抜) (1人入居の場合)</p> <p>301,966円(税抜) (2人入居の場合)</p>	
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	
料金プラン※10	月額利用料	内 訳
		基本サービス費 自立支援費 介護費用 食費 光熱水費 その他
	自立入居1人目	115,444 35,000 - 27,000 実費負担 1,500
	自立入居2人目	57,722 35,000 - 27,000 実費負担 -
	要介護認定者入居1人目	115,444 - 35,000 27,000 実費負担 1,500
	要介護認定者入居2人目	57,722 - 35,000 27,000 実費負担 -
家賃相当額	前払金に含みます	
共用部家賃	前払金に含みます	
基本サービス費	<p>毎月 115,444円(2人目: 57,722円)</p> <p>施設運営維持管理費、事務費(施設内経理処理及び窓口対応)、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティーサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。</p>	
自立支援費	<p>自立時: 自立支援費 毎月 35,000円</p> <p>看護・介護職員の24時間常駐体制維持の為の費用の一部及び要介護認定(要支援・要介護)を受けていない入居者に対して提供する健康管理、健康診断、緊急・臨時又は一時的な入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は世話、機能訓練及び療養上の世話に要する生活支援サービス等の費用として合理的な積算根拠に基づいて算出。この費用は、要介護認定(要支援・要介護)を受けていない全ての入居者が支払うものとします。</p>	
	介護時: 介護費用 毎月 35,000円	

算定根拠 ※11	介護費用	<p>看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。この費用は、要介護認定（要支援・要介護）を受けた時点から自立支援費に代えて支払うものとし、</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>																																						
	食費	<p>1日3食（朝食200円、昼食325円、夕食375円）×30日分の概算額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・おやつ 50円/1食 加算あり（希望者）</li> <li>・スペシャルメニュー1,650円加算あり</li> </ul> <p>※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。</p> <p>※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。</p>																																						
	光熱用水費	<p>※基本料金は平成27年4月1日現在のもの 居室毎の使用量に応じて徴収 ※一般居室に適用 給湯料：基本料金(1,944円)+メーター管理により実費負担 水道料：基本料金(2,311円)+メーター管理により実費負担（水道料金は三浦市に準じる。2月に1度の請求） 電話料：基本料金(2,700円)+課金データ管理により実費負担 電気料：東京電力との直接契約</p>																																						
	その他	<p>尾上町シーサイドタウン団地管理組合法人管理組合費 1,500円/月/戸</p>																																						
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）</li> <li>・自立者が負担するもの</li> </ul> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、居室への食事配下膳、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、被服等クリーニング、居室への寝具貸し出し、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 その他、有料サービス一覧表を参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者・要介護者が負担するもの</li> </ul> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等講習会での材料費、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、デイルームでのおやつ代、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容</p>																																							
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>188,177円</td> <td>18,818円</td> <td>37,636円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>209,107円</td> <td>20,911円</td> <td>41,822円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>231,660円</td> <td>23,166円</td> <td>46,332円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>252,580円</td> <td>25,258円</td> <td>50,516円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>274,804円</td> <td>27,481円</td> <td>54,962円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）、夜間看護体制加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）  医療機関連携加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）、看取り介護加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）  介護職員処遇改善加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）、認知症専門ケア加算（無 <input type="checkbox"/> 有）  サービス提供体制強化加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>69,188円</td> <td>6,919円</td> <td>13,838円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>111,357円</td> <td>11,136円</td> <td>22,272円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）、医療機関連携加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）  介護職員処遇改善加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）、認知症専門ケア加算（無 <input type="checkbox"/> 有）  サービス提供体制強化加算（無 <input checked="" type="checkbox"/> 有）</p>					月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																					
要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円																																					
要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円																																					
要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円																																					
要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円																																					
要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円																																					
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																					
要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円																																					
要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円																																					

(3) 月払い方式（一般居室）

費用の支払方法 ※9	<p>月払いの利用料は、毎日の請求による月払い</p> <p>①翌月分を当月27日：基本サービス費・介護費用</p> <p>②前月分を当月27日：食費等</p> <p>上記①+②を毎月の請求額とし、会社の指定する銀行・支店に自己名義の普通預金口座を開設、その口座からの自動引落しとします。</p>
------------	--

敷金	<input type="checkbox"/> 無・有 ( 円、家賃相当額の か月分)						
月額利用料	503,594円～957,966円						
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無・有						
要介護状態に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無・有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		家賃	基本サービス費	自立支援費	介護費用	食費	光熱水費
	自立入居1人目	居室タイプによる	115,000	35,000	—	27,000	実費負担
	自立入居2人目	126,000	57,500	35,000	—	27,000	実費負担
	要介護認定者1人目	居室タイプによる	115,000	—	35,000	27,000	実費負担
要介護認定者2人目	126,000	57,500	—	35,000	27,000	実費負担	
算定根拠 ※11	家賃	<p>1. 居室家賃 260,000円～530,000円 ※居室タイプにより異なる。</p> <p>施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等</p> <p>2. 共用部家賃 63,000円/月 ※全プラン共通</p> <p>共用施設及び設備の維持管理費、共用施設等の光熱用水費、火災保険料等の施設を快適な状態で入居者に提供するための費用。</p> <p>・二人入居の場合 お二人目は共用部家賃のみ</p>					
	基本サービス費	<p>毎月 115,444円 (2人目: 57,722円)</p> <p>施設運営維持管理費、事務費 (施設内経理処理及び窓口対応)、厨房維持費、フロントサービス費用、セキュリティサービス費用、アクティビティに係る費用、トランスポーターションに係る費用等一般居室及び一時介護室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。</p>					
	自立支援費	<p>自立時: 自立支援費 毎月 35,000円</p> <p>看護・介護職員の24時間常駐体制維持の為の費用の一部及び要介護認定 (要支援・要介護) を受けていない入居者に対して提供する健康管理、健康診断の費用、緊急・臨時又は一時的な入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援又は世話、機能訓練及び療養上の世話に要する生活支援サービス等の費用として合理的な積算根拠に基づいて算出。この費用は、要介護認定 (要支援・要介護) を受けていない全ての入居者が支払うものとします。</p>					
	介護費用	<p>介護時: 介護費用 毎月 35,000円</p> <p>看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付 (利用者負担分を含む) による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。この費用は、要介護認定 (要支援・要介護) を受けた時点から自立支援費に代えて支払うものとします。</p> <p>※介護保険サービスの自己負担額は含まない。</p>					
	食費	<p>1日3食 (朝食200円、昼食325円、夕食375円) × 30日分の概算額</p> <p>・スペシャルメニュー1,650円加算あり</p> <p>※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。</p> <p>※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。</p>					
	光熱用水費	居室内の光熱用水費、電話代等は別途実費負担					
	その他	尾上町シーサイドタウン団地管理組合法人管理組合費 1,500円/月/戸					
・トランクルームの使用料、駐車場使用料 (利用者のみ)							

<p>月額利用料に含まれない実費負担等</p>	<p>・自立者が負担するもの</p> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、居室への食事配下膳、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、被服等クリーニング、居室への寝具貸し出し、オムツ代、個人使用の介護用品費、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容 その他、有料サービス一覧表を参照ください。</p> <p>・要支援者・要介護者が負担するもの</p> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等講習会での材料費、被服等クリーニング、オムツ代、個人使用の介護用品費、デイルームでのおやつ代、医療的介護サービス費、医師の往診、医療費、理美容</p>																																				
<p>介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)</p>	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1" data-bbox="619 501 1380 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>188,177円</td> <td>18,818円</td> <td>37,636円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>209,107円</td> <td>20,911円</td> <td>41,822円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>231,660円</td> <td>23,166円</td> <td>46,332円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>252,580円</td> <td>25,258円</td> <td>50,516円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>274,804円</td> <td>27,481円</td> <td>54,962円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)、夜間看護体制加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>) 医療機関連携加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)、看取り介護加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>) 介護職員処遇改善加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)、認知症専門ケア加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>) サービス提供体制強化加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1" data-bbox="619 927 1380 1039"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>69,188円</td> <td>6,919円</td> <td>13,838円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>111,357円</td> <td>11,136円</td> <td>22,272円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)、医療機関連携加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>) 介護職員処遇改善加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)、認知症専門ケア加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>) サービス提供体制強化加算 (無・<input checked="" type="checkbox"/>)</p>		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																		
要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円																																		
要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円																																		
要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円																																		
要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円																																		
要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円																																		
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																		
要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円																																		
要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円																																		

(4) 前払金方式 (ヘルスケアセンターA棟)

<p>費用の支払方法※9</p>	<p>・前払金は入居時一括払い</p> <p>・入居契約申込時に100,000円 銀行口座振込み</p> <p>・残金は入居日前日までに、銀行口座振込みによる一括払い</p> <p>・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い</p> <p>・口座から毎月27日までに自動引落し</p>
<p>敷金</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 無・有 (            円、家賃相当額の    か月分)</p>
<p>入居前払金 (介護費用の前払金除く)</p>	<p>① 法第29条第6項に規定される前払い金 2 上記以外の前払金</p>
<p>想定居住期間又は償却期間</p> <p>算定の基礎 (内訳)</p>	<p>1. 65～69歳： 9.0年 (108ヶ月)    2. 70～74歳： 8.0年 (96ヶ月) 3. 75～79歳： 7.5年 ( 90ヶ月)    4. 80～84歳： 5.0年 ( 60ヶ月) 5. 85歳       : 4.5年 ( 54ヶ月)    6. 86歳       : 4.0年 ( 48ヶ月) 7. 87歳以上： 3.5年 ( 42ヶ月)</p> <p>65歳～69歳の入居       :    3,600,000円 70歳～74歳の入居       :    3,200,000円 75歳～79歳の入居       :    3,000,000円 80歳～84歳の入居       :    2,000,000円 85歳の入居               :    1,800,000円 86歳の入居               :    1,600,000円 87歳以上の入居         :    1,400,000円</p> <p>[内訳] ※前払金は全額非課税対象です。消費税はかかりません。</p> <p>居室家賃の一部</p> <p>※入居年齢により65歳～69歳、70歳～74歳、75歳～79歳、80歳～84歳、85歳、86歳、87歳以上プランの7タイプにより異なる</p> <p>施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等</p>



	前払金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び平成24年3月16日付事務連絡「有料老人ホームにおける家賃等の前払金の算定の基礎及び返還債務の金額の算定方法の明示について」で示された算式に基づき算定しています。					
解約時の返還金（算定方法等）	<p>契約終了時の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用」は、入居日から3月経過後は返還されません。</li> <li>・入居者が居室の改装又は設備を付加した場合は原状回復のための実費を差し引くことがあります。</li> <li>・2人入居の場合は先に退去された方を第2入居者として返還金を算定します。</li> </ul> <p>&lt;算定方式&gt; 返還金 = (前払金 - 非返還対象分) ÷ 償却期間の日数 × 契約終了日から償却期間満了日までの日数</p> <p>※契約終了日の翌日から90日以内に返還します。</p>					
	<p>短期解約(入居後3ヶ月以内)の返還金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入居契約第44条の場合は、入居日の翌日から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として、契約書表題部(6)記載の利用料を事業者に支払うことで契約を終了できます。事業者は、受領済みの前払金、月払いの利用料を入居者に対して無利息で返還します。</li> <li>・入居者の死亡による契約終了の場合は、受領済みの前払金、月払いの利用料から居室明け渡し日までの目的施設利用の対価として利用料を差し引いた残額を返還金受取人に対して無利息で返還します。</li> </ul> <p>※利用料は前払金のうち非返還対象部分を除いた額を、1ヶ月を30日として償却月数で割り返した額の入居日から契約終了日までの日数を乗じた額となります。</p> <p>※前払金のうち非返還対象部分は、上記に関わらず全額を無利息で返還します。</p> <p>※その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月払いの利用料 : 利用日に応じた費用</li> <li>・食費 : 利用喫食数に応じた費用</li> <li>・原状回復費 : 実費</li> </ul> <p>※解約時の返還金は、居室明け渡し後、90日以内に返還します。</p> <p>期間：3ヶ月 起算日：入居日の翌日</p>					
	<p>返還の対象とならない額の有無</p> <p>無・<input checked="" type="checkbox"/> 有 想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する費用。</p> <p>※ただし、短期解約に該当する場合は返還</p>					
初期償却の開始日	入居契約表題部に記載する入居日の翌日					
介護費用の前払金	なし					
月額利用料	A6-A, B・B4-A, B・C2-B	137,000円(税抜)				
	C2-A・D1-A, B・D2-A, B	149,000円(税抜)				
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン※10	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	介護費用	食費	その他
	A6-A, B・B4-A, B・C2-B	20,000	55,000	35,000	27,000	—
C2-A・D1-A, B・D2-A, B	32,000	55,000	35,000	27,000	—	
家賃	20,000円～32,000円					
	※居室タイプにより異なる。					
	施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等					
基本サービス費	※一部を前払金に含みます					
	毎月 55,000円					
	施設運営維持管理費、事務費(施設内経理処理及び窓口対応)、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。					
介護費用		毎月 一人 35,000円				

算定根拠 ※11	介護費用	看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。																																				
	食費	1日3食（朝食200円、昼食300円、夕食350円）×30日分の概算額 ・おやつ 50円/1食 加算あり（希望者） ・スペシャルメニュー1,650円加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。																																				
	光熱用水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。																																				
	その他	—																																				
月額利用料に含まれない実費負担等	<p>・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）</p> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、居室への寝具貸し出し、被服等クリーニング、美容、医師の往診、医療費、協力医療機関および施設が指定する医療機関以外への受診・付添い・入院見舞い・事務手続き（お受け出来ない場合もあります。）、オムツ代、個人使用の介護用品、医療的介護サービス</p>																																					
介護保険に係る利用料  (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>188,177円</td> <td>18,818円</td> <td>37,636円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>209,107円</td> <td>20,911円</td> <td>41,822円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>231,660円</td> <td>23,166円</td> <td>46,332円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>252,580円</td> <td>25,258円</td> <td>50,516円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>274,804円</td> <td>27,481円</td> <td>54,962円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、夜間看護体制加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  医療機関連携加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、看取り介護加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  介護職員処遇改善加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、認知症専門ケア加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  サービス提供体制強化加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>69,188円</td> <td>6,919円</td> <td>13,838円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>111,357円</td> <td>11,136円</td> <td>22,272円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、医療機関連携加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  介護職員処遇改善加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、認知症専門ケア加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  サービス提供体制強化加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）</p>			月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																			
要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円																																			
要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円																																			
要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円																																			
要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円																																			
要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円																																			
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																			
要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円																																			
要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円																																			

(5) 月払い方式（ヘルスケアセンターA棟）

費用の支払方法※9	<p>・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い</p> <p>・口座から毎月27日までに自動引落し</p>					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 有（            円、家賃相当額の        か月分）					
月額利用料	A6-A, B・B4-A, B・C2-B	167,000円（税抜）				
	C2-A・D1-A, B・D2-A, B	179,000円（税抜）				
料金プラン ※10	年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有				
	要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有				
月額利用料	内 訳					
		家賃	基本サービス費	介護費用	食 費	その他
	A6-A, B・B4-A, B・C2-B	50,000	55,000	35,000	27,000	—
C2-A・D1-A, B・D2-A, B	62,000	55,000	35,000	27,000	—	

算定根拠 ※11	家賃	50,000円～62,000円 ※居室タイプにより異なる。  施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等																																					
	基本サービス費	毎月 55,000円 施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。																																					
	介護費用	介護費用 毎月 一人 35,000円  看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。  ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。																																					
	食材費	1日3食（朝食200円、昼食300円、夕食350円）×30日分の概算額 ・おやつ 50円/1食 加算あり（希望者） ・スペシャルメニュー1,650円加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。																																					
	光熱用水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料は基本サービス費に含まれます。																																					
	その他	—																																					
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	<p>・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ）</p> <p>日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、居室への寝具貸し出し、被服等クリーニング、美容、医師の往診、医療費、協力医療機関および施設が指定する医療機関以外への受診・付添い・入院見舞い・事務手続き（お受け出来ない場合もあります。）、オムツ代、個人使用の介護用品、医療的サービス</p>																																						
介護保険に係る利用料 (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)	<p>特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護 1</td> <td>188,177円</td> <td>18,818円</td> <td>37,636円</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>209,107円</td> <td>20,911円</td> <td>41,822円</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>231,660円</td> <td>23,166円</td> <td>46,332円</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>252,580円</td> <td>25,258円</td> <td>50,516円</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>274,804円</td> <td>27,481円</td> <td>54,962円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、夜間看護体制加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  医療機関連携加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、看取り介護加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  介護職員処遇改善加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、認知症専門ケア加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  サービス提供体制強化加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）</p> <p>介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額 (1割)</th> <th>自己負担額 (2割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>69,188円</td> <td>6,919円</td> <td>13,838円</td> </tr> <tr> <td>要支援 2</td> <td>111,357円</td> <td>11,136円</td> <td>22,272円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、医療機関連携加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  介護職員処遇改善加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）、認知症専門ケア加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）  サービス提供体制強化加算（無・<input checked="" type="checkbox"/>有）</p>				月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																				
要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円																																				
要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円																																				
要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円																																				
要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円																																				
要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円																																				
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)																																				
要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円																																				
要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円																																				

(6) 前払金方式（ヘルスケアセンターC棟）

費用の支払方法※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前払金は入居時一括払い</li> <li>・入居契約申込時に100,000円 銀行口座振込み</li> <li>・残金は入居日前日までに、銀行口座振込みによる一括払い</li> <li>・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い</li> <li>・口座から毎月27日までに自動引落し</li> </ul>
-----------	---



	A1 (1人)	197,000円 (税抜)				
	A1 (2人)	286,500円 (税抜)				
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無	・ 有				
料金プラン※10	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	介護費用	食 費	その他
	A3-A・B5-A・B6-A	10,000	55,000	35,000	27,000	—
	A3-B・B5-B・B6-B	16,000	55,000	35,000	27,000	—
	A1タイプ 1人目	80,000	55,000	35,000	27,000	—
A1タイプ 2人目	—	27,500	35,000	27,000	—	
算定根拠 ※11	家賃	10,000円～80,000円 ※居室タイプにより異なる。 施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等 ※一部を前払金に含みます				
	基本サービス費	毎月 55,000円 82,500円 (A1タイプ/2人入居の場合) 施設運営維持管理費、事務費 (施設内経理処理及び窓口対応)、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				
	介護費用	介護費用 毎月 一人 35,000円 看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付 (利用者負担分を含む) による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食費	1日3食 (朝食200円、昼食300円、夕食350円) × 30日分の概算額 ・おやつ 50円/1食 加算あり (希望者) ・スペシャルメニュー1,650円加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。				
	光熱用水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料等は基本サービス費に含まれます。				
	その他	—				
月額利用料に含まれない実費負担等	・ トランクルームの使用料、駐車場使用料 (利用者のみ) 日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行 (基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般)、事務代行 (コピー、FAX等)、居室への寝具貸し出し、被服等クリーニング、美容、医師の往診、医療費、協力医療機関および施設が指定する医療機関以外への受診・付添い・入院見舞い・事務手続き (お受け出来ない場合もあります。)、オムツ代、個人使用の介護用品、医療的介護サービス					
介護保険に係る利用料	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)					
(適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)		
	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円		
	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円		
	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円		
	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円		
	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円		
	個別機能訓練加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有)、夜間看護体制加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有) 医療機関連携加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有)、看取り介護加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有) 介護職員処遇改善加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有)、認知症専門ケア加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有) サービス提供体制強化加算 (無 <input checked="" type="checkbox"/> 有)					

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
	月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円
要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
個別機能訓練加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)、医療機関連携加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有) 介護職員処遇改善加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)、認知症専門ケア加算 ( <input checked="" type="checkbox"/> 無・有) サービス提供体制強化加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有)			

(7) 月払い方式 (ヘルスケアセンターC棟)

費用の支払方法※9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い</li> <li>・口座から毎月27日までに自動引落し</li> </ul>					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有 ( 円、家賃相当額の か月分)					
月額利用料	A3-A・B5-A・B6-A	157,000円 (税抜)				
	A3-B・B5-B・B6-B	163,000円 (税抜)				
	A1 (1人)	227,000円 (税抜)				
	A1 (2人)	316,500円 (税抜)				
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有					
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	介護費用	食 費	その他
	A3-A・B5-A・B6-A	40,000	55,000	35,000	27,000	—
	A3-B・B5-B・B6-B	46,000	55,000	35,000	27,000	—
	A1タイプ 1人目	110,000	55,000	35,000	27,000	—
	A1タイプ 2人目	—	27,500	35,000	27,000	—
算定根拠 ※11	家賃	40,000円～110,000円 ※居室タイプにより異なる。  施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等				
	基本サービス費	毎月 55,000円 82,500円 (A1タイプ/2人入居の場合)  施設運営維持管理費、事務費 (施設内経理処理及び窓口対応)、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				
	介護費用	介護費用 毎月 一人 35,000円  看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付 (利用者負担分を含む) による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。  ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。				
	食材費	1日3食 (朝食200円、昼食300円、夕食350円) × 30日分の概算額 ・おやつ 50円/1食 加算あり (希望者) ・スペシャルメニュー1,650円加算あり  ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。				
	光熱用水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料は基本サービス費に含まれます。				
	その他	—				
・トランクルームの使用料、駐車場使用料 (利用者のみ)						

月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、居室への寝具貸し出し、被服等クリーニング、美容、医師の往診、医療費、協力医療機関および施設が指定する医療機関以外への受診・付添い・入院見舞い・事務手続き（お受け出来ない場合もあります。）、オムツ代、個人使用の介護用品、医療的サービス			
介護保険に係る利用料  (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円
	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円
	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円
	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円
	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円
	個別機能訓練加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> )、夜間看護体制加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関連携加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> )、看取り介護加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> )、認知症専門ケア加算 ( <input type="checkbox"/> ・有) サービス提供体制強化加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>			
	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円
	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	個別機能訓練加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> )、医療機関連携加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> 介護職員処遇改善加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/> )、認知症専門ケア加算 ( <input type="checkbox"/> ・有) サービス提供体制強化加算 (無・ <input checked="" type="checkbox"/>			

(8) 月払い方式 (ヘルスケアセンターD棟)

費用の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月払いの利用料は、毎月の請求による月払い</li> <li>・口座から毎月27日までに自動引落し</li> </ul>					
敷金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有 ( 円、家賃相当額の か月分)					
月額利用料	特別個室	186,740円 (税抜)				
	個室	176,740円 (税抜)				
	準個室	161,740円 (税抜)				
	2人室	124,500円 (税抜)				
年齢に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有					
要介護状態に応じた金額設定	<input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有					
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳				
		家賃	基本サービス費	介護費用	食 費	その他
	特別個室	69,740	55,000	35,000	27,000	—
	個室	59,740	55,000	35,000	27,000	—
	準個室	44,740	55,000	35,000	27,000	—
	2人室	35,000	27,500	35,000	27,000	—
	家賃	35,000円～69,740円 ※居室タイプにより異なる。 施設の開発費、土地代、建設費、大規模修繕を含む建物・設備等の修繕費、借入利息、租税公課、管理経費等				
	基本サービス費	毎月 55,000円 施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。				
		介護費用 毎月 一人 35,000円				

算定根拠 ※11	介護費用	看護・介護職員を基準以上に配置して提供する介護サービスの内、介護保険給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づいて算出。人員配置は、介護保険の基準を超える要介護者等2人に対して、週40時間換算で介護・看護職員1以上を配置。 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。		
	食材費	1日3食（朝食200円、昼食300円、夕食350円）×30日分の概算額 ・おやつ 50円/1食 加算あり（希望者） ・スペシャルメニュー1,650円加算あり ※スペシャルメニューは原則として月1回実施します。 ※食事は予約制となり、前日の13時までの申し出にてキャンセル可能です。		
	光熱用水費	入居者が居住する介護居室内の電気代、給湯料、水道料は基本サービス費に含まれます。		
	その他	—		
月額利用料に含まれない実費負担等	・トランクルームの使用料、駐車場使用料（利用者のみ） 日帰り旅行時の飲食費・美術館等への入館料等、講習会での材料費、家事代行（基準を超える居室清掃、買物代行、その他家事全般）、事務代行（コピー、FAX等）、居室への寝具貸し出し、被服等クリーニング、美容、医師の往診、医療費、協力医療機関および施設が指定する医療機関以外への受診・付添い・入院見舞い・事務手続き（お受け出来ない場合もあります。）、オムツ代、個人使用の介護用品、医療的サービス			
介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は1割または2割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
	要介護 1	188,177円	18,818円	37,636円
	要介護 2	209,107円	20,911円	41,822円
	要介護 3	231,660円	23,166円	46,332円
	要介護 4	252,580円	25,258円	50,516円
	要介護 5	274,804円	27,481円	54,962円
	個別機能訓練加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、夜間看護体制加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、 医療機関連携加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、看取り介護加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、 介護職員処遇改善加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、認知症専門ケア加算（無・ <input type="checkbox"/> 有） サービス提供体制強化加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）			
	介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
		月 額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)
	要支援 1	69,188円	6,919円	13,838円
	要支援 2	111,357円	11,136円	22,272円
	個別機能訓練加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、医療機関連携加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、 介護職員処遇改善加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）、認知症専門ケア加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有） サービス提供体制強化加算（無・ <input checked="" type="checkbox"/> ）			

(9) 共通事項

改定ルール（勘案する要素及び改定手続等）	神奈川県に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて同意を得たうえでを行います。		
一時金の返還金の保全措置	無・ <input checked="" type="checkbox"/>	保全措置の内容：株式会社鹿児島銀行にて、当社が個々の入居者について銀行に拠出金を支払うことにより万一倒産等に至り、入居者のすべてが退去せざるを得なくなり、かつ入居者から入居契約が解除された場合に、前払金の未償却残高に応じて、最大500万円支払われる制度	
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="checkbox"/>	有の場合の保険名（施設賠償責任保険） 東京海上日動火災保険株式会社	
消費税の対象外とする利用料等	居室家賃及び共用部家賃は消費税対象外とする		
短期利用の設定（短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある）	<input checked="" type="checkbox"/> 無・有	有の場合は別添短期利用のサービス等の概要 参照	

※7 総額表示のこと。

※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。



- ※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。  
食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。  
光熱水費は当該費用に含まない部分（居室等）の負担がある場合は、その旨記入する。
- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

#### 4 サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱用水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	一般居室	基本サービス費	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営維持管理及び事務費</li> <li>フロントサービス費 ・セキュリティサービス費用</li> <li>アクティビティに係る費用 ・厨房維持費</li> <li>トランスポーターションに係る費用 等</li> </ul>
		自立支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び介護士の24時間常駐体制維持の費用</li> <li>要介護者等以外の入居者に対して提供する健康管理、健康診断の費用</li> <li>日常生活支援サービス</li> </ul>
		食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂にて1日3食の食事の提供</li> <li>食事制限を必要とされる方への状態に合わせた食事の提供</li> </ul>
		その他	なし
	ヘルスケアセンター	基本サービス費	施設運営維持管理費、事務費（施設内経理処理及び窓口対応）、光熱用水費、厨房維持費、アクティビティに係る費用等の介護居室の入居者に提供する基本的なサービスの対価。
		自立支援費	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護師及び介護士の24時間常駐体制維持の費用</li> <li>要介護者等以外の入居者に対して提供する健康管理、健康診断の費用</li> <li>日常生活支援サービス</li> </ul>
		食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂にて1日3食の食事の提供</li> <li>食事制限を必要とされる方への状態に合わせた食事の提供</li> </ul>
		その他	なし
(介護予防) 特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護基準（介護サービス等の一覧表）による		
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護基準（介護サービス等の一覧表）及び管理運営規程による		
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容	(株)グリーンハウス：フードサービス業務		
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	<p>施設 施設長、生活相談員 TEL 046-883-3800</p> <p>本社 株式会社ソノラス TEL 03-5549-2600</p> <p>* 施設及び本社での解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。</p> <p>第三者機関、行政等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益社団法人全国有料老人ホーム協会</li> </ul> <p>TEL 03-3548-1077</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情専用電話</li> </ul> <p>TEL 0570-022110</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談係</li> </ul> <p>TEL 045-329-3447</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県保健福祉局 福祉部 高齢福祉課 保健・居住施設グループ</li> </ul> <p>TEL 045-210-1111（代表）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>三浦市高齢介護課</li> </ul> <p>TEL 046-882-1111（代表）</p>		

事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、応急措置を行い、協力医療機関への搬送もしくは、119番通報により医療機関への搬送を行うとともに、身元引受人等への連絡を行います。また、事故についての検証、今後の防止策を講じます。
事故発生の防止のための指針	無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	<p>事業者はサービス提供に当たり、事業者の責に帰すべき事由により事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、速やかに入居者に対して損害の賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失が認められるときは、賠償額を減ずることができるものとします。事業者が損害賠償責任を負わないものには、次のような事項が含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 失火、盗難等あるいは自由な外出中の事故などにより、入居者が損害を被った場合</li> <li>・ 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合</li> <li>・ 事業者が、サービスの提供時に行う聴取・確認等に対して、入居者が故意に事実を告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合</li> <li>・ 天災等の不可抗力により入居者が損害、災難を受けた場合</li> </ul>
(公社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者生活保証制度への加入状況	協会への加入 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 入居者生活保証制度への加入 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ・ 有

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(公社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

## 5 介護を行う場所等

要介護時（認知症を含む）に介護を行う場所	軽度の介護については、入居されている居室において介護します。 ただし、心身の状況により居室移動の場合があります。	
入居後に居室又は施設を住み替える場合	居室から一時介護室へ移る場合（判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等）	常時介護が必要となった場合は、医師の意見を踏まえ入居者及び身元引受人の同意を得たうえで当施設内の一時介護室に転室し、介護を行います。この場合の費用は、要介護認定（要支援・要介護）を受けた時点から自立支援費35,000円に代えて介護費用35,000円を支払うものとします。居室の利用権は継続します。
	一般居室から介護居室へ住み替える場合（同上）	一時介護室へ移り、一般居室を使用しない状態が3か月以上になった場合、医師の意見を踏まえ入居者及び身元引受人の同意を得たうえで当施設内の介護居室に転室していただきます。その際、一般居室の契約は解除となる為、前払金の未償却残高を返還し、新たに介護居室の入居契約を締結していただき、その契約に基づく料金をお支払いいただきます。
	提携ホームへ住み替える場合（同上）	—

## 6 医療

	名称	クリニック油壺	衣笠病院
協力医療機関（又は嘱託医）の概要及び協力内容	診療科目	内科、リウマチ科 膠原病内科、アレルギー科	内科・精神科・神経科・小児科・外科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科
	所在地	三浦市尾上町18-150	横須賀市小矢部2丁目23番1号
	距離及び所要時間	当施設敷地内	15.5km/車で45分
	協力内容	事業者の指定医師としてコート内で入居者の健康相談(1回/週)に当る。 その他、健康管理全般、コートスタッフへのアドバイス	受診、治療並びに人間ドック定期健康診断
	名称	鎌倉リハビリテーション 聖テレジア病院	聖ヨゼフ病院
	診療科目	内科、循環器科、消化器科、神経内科、整形外科、眼科、皮膚科、神経精神科、リハビリテーション科、泌尿器科、婦人科、放射線科	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、リハビリテーション科、リウマチ科
	所在地	鎌倉市腰越1丁目2-1	横須賀市緑が丘28
距離及び所要時間	29 kmコートより車で約1時間30分	19km/車で1時間	

	協力内容	受診、治療並びに人間ドック、定期健康診断、入院支援	外来受診及び入院治療、健康管理
	名称	石井歯科	
	診療科目	歯科	
	所在地	三浦市南下浦町上宮田3182-5	
	距離及び所要時間	8.0km/車で15分	
	協力内容	訪問歯科診療・口腔衛生管理や歯科相談及び治療等の助言・指導、コートの依頼に基づき口腔状態アセスメントと口腔ケア方針の制定	
入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）	(通院)ー協力医療機関への必要時の通院同行は、介護保険給付金、または基本サービス費に含まれます。		
	(入院)ー医師の判断を基本として、入居者または家族と相談し、協力医療機関または、入居者が希望する病院に入院となります。		
	協力医療機関への入院時には入退院手続き、送迎、見舞い、家族との連絡を提供します。洗濯・買物等のサービスは有料となります。入院に係る費用は入居者の負担となります。		
	入院中も居室利用権は存続し、規定の月額の利用料を支払うものとします。		

7 入居状況等

(平成29年 1月 1日現在)

入居者数及び定員	R/L 29人 (定員121人) HCC 57人 (定員125人)	
入居者内訳	性別	R/L 男性 5人、女性 24人 HCC 男性 19人、女性 38人
	介護の要否別	自立 20人
		要介護 54人
		(内訳) 要介護 1 13人
		要介護 2 8人
		要介護 3 5人
		要介護 4 14人
		要介護 5 14人
		要支援者 12人
(内訳) 要支援 1 7人		
要支援 2 5人		
未認定 0人		
平均年齢	R/L 88.9歳 (男性 87.8 歳、女性 89.2 歳) HCC 86.8歳 (男性 80.8 歳、女性 89.8 歳)	
運営懇談会の開催状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度第一回 (4月) : 17人参加。ご入居者の状況・スタッフの状況・ご入居者からの苦情・相談申し入れ対応について・介護サービス事故対応状況について</li> <li>平成27年度第二回 (12月) : 30人参加。平成26年度決算説明、ご入居者の状況、スタッフの状況、ご入居者からの苦情・相談申し入れ対応について、介護サービス事故対応状況について、インフルエンザ対応について、今後の方針について</li> <li>平成27年度第三回 (2月) : 24人参加。ご入居者の状況、スタッフの状況、ご入居者からの苦情・相談申し入れ対応について、介護サービス事故対応状況について、収支改善対策について</li> <li>平成28年度第一回 (7月) : 22人参加。ご入居者の状況、スタッフの状況、ご入居者からの苦情・相談申し入れ対応について、介護サービス事故対応状況について、平成27年度決算説明、改修工事について、サマーフェスティバルについて</li> </ul>	

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

## 8 職員体制

(平成29年 1月 1日現在)

	職員数	常勤換算後の人数		夜間勤務職員数 (17時～翌9時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)		
			うち自立対応				
従業者の内訳	管理者	1 ( - )			—	ヘルパ-2級	
	生活相談員	3※ ( - )	1.5	0.5	—	管理者(1名)、事務職員(1名)、その他職員(1名)兼務	
	直接処遇職員	67 (29)	48.6	2.0	5	常勤換算に当っては、「個別的な選択による個別的な介護サービス」に係る職員0.5名(常勤換算後)を算定除外しております。	
	介護職員	53 ( 18)	40.3	1.5			介護又は看護職員(最少時4名)
	看護職員		8.3	0.5			常勤1名が機能訓練指導員を兼務
	機能訓練指導員	1 ( - )			—		
	理学療法士	1 ( - )			—		
	作業療法士	( - )			—		
	その他				—		
	計画作成担当者	5※ ( - )			—	介護支援専門員資格有 介護職員(4名)、事務職員(1名)兼務	
	医師	1 ( 1)			—	嘱託	
	栄養士	1 ( - )			—	委託	
	調理員	5 ( - )			—	委託	
	事務職員	2 ( - )			—	生活相談員、計画作成担当者兼務(1名)	
その他職員	18 ( 5)			—	生活相談員兼務(1名) 介護職員兼務(7名)		
合計	87 ( 30)			5			

注1) 職員数欄の( )内は、非常勤職員数で内数。

2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活に必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。

3) 機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。

4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

## ○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値 H26.4.1～H27.3.31	前年度の平均値 H27.4.1～H28.3.31	今年度の平均値 ※18
要支援1の人数	5.9	10.3	10.7
要支援2及び要介護者の人数	35.3	31.2	43.9
指定基準上の直接処遇職員の数 ※16	13.2	12.3	16.6
配置している直接処遇職員の数 ※17	38.6	38.9	38.4
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の数割合	0.9:1	0.9:1	1.2:1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間40時間で除して算出		
	介護職員	早番 7:00 ~ 16:00 日勤 8:30 ~ 17:30 日勤 9:00 ~ 18:00 遅番 10:00 ~ 19:00 遅番 11:00 ~ 20:00 夜勤 17:00 ~ 9:00	
	看護職員	早番 — ~ — 日勤 8:30 ~ 17:30 遅番 — ~ — 夜勤 17:00 ~ 9:00	

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	—	ホームヘルパー 1 級	—
介護福祉士	21人	ホームヘルパー 2 級	12人
介護支援専門員	— (4人)	ホームヘルパー 3 級	—
介護職員基礎研修修了	—	無資格者	20人

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を ( ) に外数で記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件 (年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	年齢：満65歳以上。2人入居の場合は、配偶者または親族（3親等以内の血族）共同生活を円滑に営めること。
身元引き受け人等の条件及び義務等	身元引受人を一人定めて頂きます。 身元引受人は本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要な時には入居者の身柄を引き取ります。身元引受人を変更する時は事業者の承認を要します。
生活保護受給者の受入れ対応	<input checked="" type="checkbox"/> 否 ・ 可
	<p>(契約の終了)</p> <p>次の各号の何れかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。</p> <p>一 入居者が死亡したとき。（入居者が2人入居の場合は、2人とも死亡したとき）</p> <p>二 事業者が入居契約書第30条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき。</p> <p>三 入居者が入居契約書第31条（入居者からの解約・解除）に基づき解約・解除が行われたとき。</p> <p>（事業者からの契約解除）</p> <p>事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第2項及び第3項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。</p> <p>一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。</p> <p>二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき。</p> <p>三 入居契約書第3条（目的施設の終身利用契約）第4項の規定に違反したとき。</p> <p>四 入居契約書第20条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき。</p> <p>五 入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき。</p> <p>六 在宅医療行為の必要な状態となり、当施設では入居契約書第4条（各種サービス）第2項の医療的介護サービスでは対応できないとき。（2人入居の場合は両者とも対応できないとき）</p> <p>七 居室及び共用施設並びに敷地を故意又は重大な過失により損傷、汚損又は滅失したとき。</p> <p>八 長期の不在により入居契約を継続する意思がないと事業者が認めたとき。</p> <p>九 その他、入居契約書に違反したとき。</p> <p>2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 契約解除の通告について90日の予告期間をおきます。</p> <p>二 前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設けます。</p> <p>3 本条第1項第五号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の第一号及び第二号に掲げる手続きを行います。</p> <p>一 事業者の指定医師の意見を聴きます。</p> <p>二 一定の観察期間をおきます。</p> <p>4 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、本条前項までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。</p> <p>一 入居契約書第46条（反社会的勢力の排除の確約）の各号の確約に反する事実が判明したとき</p>

<p>施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等 ※19</p>	<p>二 入居契約締結後に反社会的勢力に該当したとき。</p> <p>三 入居契約書第20条（禁止又は制限されている行為）第1項第六号から八号までの各号に掲げる行為を行ったとき。</p> <p>（入居者からの解約・解除）</p> <p>入居者（入居者が2人入居の場合は2人とも）は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に提出するものとします。</p> <p>2 入居者（入居者が2人入居の場合は2人とも）が前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、本契約は解約されたものと推定します。</p> <p>3 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項の規定に関わらず、催告することなく、本契約を解除することができます。</p> <p>一 入居契約書第46条（反社会的勢力の排除の確約）の各号の確約に反する事実が判明したとき。</p> <p>二 入居契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。</p> <p>（明け渡し及び原状回復）</p> <p>入居者と身元引受人は、入居契約書第29条（契約の終了）により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。</p> <p>2 入居者は、前項の居室明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。</p> <p>3 入居者又は身元引受人並びに事業者は、前項の規定に基づき入居者の費用負担で行う原状回復の内容及び方法について、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」（国土交通省住宅局）を参考にして、協議するものとします。</p> <p>（契約終了後の居室の使用に伴う実費精算）</p> <p>入居者又は身元引受人は、契約終了日まで居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの家賃相当額を事業者を支払うものとします。ただし、入居契約書第29条（契約の終了）第一号の規定に該当する場合は、入居契約書33条第2項に規定する引取期限を本条にいう契約終了日とみなします。</p> <p>（前払金の未償却残額の返還について）</p> <p>入居契約書表題部（6）に定める前払金の償却方法等は次の各号に定めるとおりです。</p> <p>一 償却期間は、入居日の翌日から起算して カ月の応答日の前日までとします。</p> <p>二 償却方法は、月額均等で行うものとします。</p> <p>2. 想定居住期間満了日までに本契約が終了した場合、事業者は次の計算式による算出した前払金の未償却額を、契約終了日の翌日から90日以内に返還金を支払います。</p> $\text{返還金} = (\text{前払金} - \text{非返還対象分}) \div \text{償却期間の日数} \times \text{契約日から償却期間満了日までの日数}$ <p>3 2人入居の入居者の1人が償却期間（想定居住期間）内に退去した場合は、本条の適用はありません。</p> <p>4 事業者は、第2項に基づく返還金支払時に、次の各号に定める者に返還金を支払うものとし、入居者はこれにあらかじめ同意します。</p> <p>一 返還金支払時に入居者が生存する場合には、その入居者</p> <p>二 返還金支払時に入居者が生存しない場合には、入居契約書第40条（返還金受取人）に基づいて入居者の定める返還金受取人</p>
<p>前年度1年間の施設からの契約解除件数</p>	<p>0 件</p>
<p>体験入居の期間及び費用負担等</p>	<p>期間 1泊2日 ～ 6泊7日</p> <p>費用 1人1泊 5,400円（食事代別途）</p> <p>介護保険は適用外となります。</p>

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居前払金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

	重要事項説明書の公開	1 公開（閲覧）	写し交付	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開（閲覧）	写し交付	2 非公開

入居希望者等への 情報開示 ※20	管理規程の公開	1 公開 ( 閲覧・写し交付 )	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 ( 閲覧・写し交付 )	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 ( 閲覧・写し交付 )	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書を交付し、説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 \_\_\_\_\_ ㊟

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書について交付、説明を受けました。

年 月 日 署名 \_\_\_\_\_ ㊟

介護基準  
(介護サービス等の一覧表)

介護基準の名称		一時介護室介護			介護居室介護			備考			
介護保険制度による要介護度の目安		要介護1～要介護5			要介護1～要介護5						
介護を提供する場所		一時介護室			介護居室[HCG]						
サービス項目	区分		介護保険給付で実施するサービス	介護費用で実施するサービス	別途利用料を徴収した上で実施するサービス	介護保険給付で実施するサービス	介護費用で実施するサービス	別途利用料を徴収した上で実施するサービス			
			生活援助		(1) 環境整備	換気・空調	必要時	○		必要時	○
(2) 掃除・整理・整頓		ベッド周辺									
		ごみ捨て									
(3) 入浴準備・後片付け		居室清掃	1回/日	○		1回/日	○				
		洗面所・トイレ周辺									
		冷蔵庫 ※1	1回/週			1回/週					
		戸棚・箆(衣替えも含む) ※2	必要時			必要時					
(4) リネン交換		高い所・重いもの ※2	必要時			必要時					
		※3 -	※3 -			※3 -					
(5) 繕い物		シーツ・カバー	1回/週及び必要時	○		1回/週及び必要時	○				
(6) 洗濯・乾燥		靴付け・ゴム替え等 ※4	必要時			必要時					
		シーツ・カバー	1回/週及び必要時			1回/週及び必要時					
		下着・寝間着・タオル類	2回/週及び必要時			2回/週及び必要時					
(7) 代行 ※6		漂白	必要時			必要時					
		干し・取り込み・たたみ	2回/週及び必要時			2回/週及び必要時					
(8) 調理		読む・書く・電話 ※5	必要時	○	○	必要時	○	○	○		
		買物(日用品)・事務手続き ※6、※7	コート指定日(1回/週)	○	○	○	コート指定日(1回/週)	○	○	○	
(1) 移動		クリーニングなど業者への取次ぎ	コート指定日(1回/週)	○	○	コート指定日(1回/週)	○	○	○		
		ほぐし・きざみ食等	必要時(ヘルシーメニューによる)	○		必要時(ヘルシーメニューによる)	○				
		体位変換	必要時	○	○	必要時	○	○			
		伝い歩き介助	必要時	○	○	必要時	○	○			
		杖歩行介助	必要時	○	○	必要時	○	○			
		歩行器介助	必要時	○	○	必要時	○	○			
		車椅子介助	必要時	○	○	必要時	○	○			
		移乗動作介助	必要時	○	○	必要時	○	○			
		(2) 食事(間食を含む)		HCCダイニングまたはデイルーム ※8	○			HCCダイニングまたはデイルーム ※8	○		
				準備片付け	食事毎	○		食事毎	○		
食事声かけ・食事量チェック	必要時			○		必要時	○				
食事の介助	必要時			○	○	必要時	○	○			
(3) 排泄		間食 ※9	希望時			希望時			○		
		失禁時の対応(着替・清拭等)	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
		排泄への声かけ	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
		トイレへの誘導	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
		移動動作の介助	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
		陰部洗浄	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
		衣服交換・後始末介助	定時及び随時	○	○	定時及び随時	○	○			
(4) 入浴・清潔		オムツ交換 ※10	その都度	○	○	その都度	○	○	○		
		PTレ・尿器・便器	貸出し又は自費購入 ※11	○		貸出し又は自費購入 ※11	○				
(5) 身嗜み		居室一般浴	-			-					
		介助浴・機械浴	2～3回/週 ※12	2回	1回	2～3回/週 ※12	2回	1回			
		洗濯	2～3回/週 ※13	2回	1回	2～3回/週 ※13	2回	1回			
		手足などの部分浴・清拭	必要時	○	○	必要時	○	○			
(6) 着替え		爪切り・耳垢除去	必要時	○		必要時	○				
		洗面・整髪	必要時	○		1回/日	○				
		歯磨・うがい ※14	食事毎、3回	○		食事毎、3回	○				
		歯磨の洗浄管理 ※14	食事毎、3回	○		食事毎、3回	○				
		化粧・髭剃り ※14	必要時	○		1回以上/日	○				
(7) 健康管理		身づくろい	必要時	○		必要時	○				
		理美容(施設内ビューティサロン) ※15	必要時声かけ			必要時			実費負担		
(8) 着替え		選択・準備・片付け	必要時	○		2回以上/日及び必要時	○				
		着脱ぎ介助	必要時	○		2回以上/日及び必要時	○				
機能訓練等		日常生活の相談 ※16 (理学療法士による)	状況に応じて (半期に1回以上)		○	1回/月以上		○			
		機能訓練	ケアプランによる		○	ケアプランによる		○	実費負担		
健康管理		各種アクティビティ ※17 (教室・レクリエーション・行事など)	ケアプランによる		○	ケアプランによる		○	実費負担		
		ヘルスメック									
		体重測定	1回/月	○		1回/月	○				
		血圧測定	3回/週	○		3回/週	○				
		体温測定	3回/週	○		3回/週	○				
		定期健康診断	年2回			年2回			実費負担		
		健康相談									
薬の管理		健康相談 ※18	1回/週	○		1回/週	○				
		心の相談 ※19	1～2回/月	○		1～2回/月	○				
		生活相談	必要時	○		必要時	○				
金銭管理		与薬管理 ※20	必要時	○		必要時	○				
		薬取り代行 ※21	必要時			必要時			○		
安全確認		緊急コール	必要時		○	必要時		○			
		フロント、ダイニング、ケアで	24時間対応	○		24時間対応	○				
病気療養時の援助		24時間対応	24時間対応	○		24時間対応	○				
		(1) 静養援助	身の回りのお世話	必要時	○		必要時	○			
		(2) 食事	配膳・下膳・準備片付け	食事毎	○		食事毎	○			
			献立変更・治療食 ※22	必要時 (ヘルシーメニューによる)	○		必要時 (ヘルシーメニューによる)	○			
		(3) 観察(巡回)	一般状態の観察	必要時	○		必要時	○			
			血圧・熱・脈などの測定	必要時	○		必要時	○			
			水分摂取・排泄の管理	必要時	○		必要時	○			
		(4) 処置(手当)	傷の手当て・湿布 ※23	必要時	○	○	必要時	○	○		
			協力医療機関 ※7、※24	必要時	○	○	必要時	○	○		
		(5) 受診(車で送迎)	施設が指定する医療機関 ※7、※24	必要時	○	○	必要時	○	○		
			上記以外 ※25	必要時	○	○	必要時	○	○		
(6) 受診付き添い	協力医療機関 ※7、※24	必要時	○	○	必要時	○	○				
	施設が指定する医療機関 ※7、※24	必要時	○	○	必要時	○	○				
(7) 入院手続き ※7、※27	上記以外 ※25	必要時	○	○	必要時	○	○				
	原則家族	原則家族			原則家族						
(8) 入院中の見舞い	協力医療機関 ※7、※28	1/週	○	○	1/週	○	○				
	施設が指定する医療機関 ※7、※28	必要時	○	○	必要時	○	○				
(9) 医療機関との連絡	上記以外 ※7、※29	1/月	○		1/月	○					
	必要時	必要時	○		必要時	○					
(10) 身元引受人との連絡	必要時	必要時	○		必要時	○					
	必要時	必要時	○		必要時	○					
(11) 医療的介護サービス ※30		必要時		○	必要時		○				